



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *16 和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (労働政策課) 2
- *17 県民水泳場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 (都市政策課) 4
- *18 建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (") 4
- *19 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (港湾空港課) 4

○ 告示

- 308 地籍調査の成果の認証 (地域政策課) 5
- 309 " (") 5
- 310 " (") 5
- 311 " (") 6
- 312 " (") 6
- 313 " (") 6
- 314 " (") 7
- 315 " (") 7
- 316 " (") 8
- 317 第11次鳥獣保護事業計画の変更 (環境生活総務課) 8
- 318 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課) 8
- 319 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (") 9
- 320 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (") 9
- 321 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更 (") 9
- 322 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更 (") 10
- *323 保健所使用料の決定 (医務課) 10
- 324 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課) 12
- 325 県営中山間総合農地防災事業恋野地区の土地改良事業計画の変更 (農業農村整備課) 13
- 326 和歌山県ニホンザル保護管理計画の公表 (果樹園芸課) 14
- 327 肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新 (") 14
- 328 道路の区域変更 (道路保全課) 14
- 329 道路の供用開始 (") 15
- *330 県民水泳場附属設備利用料金の額 (都市政策課) 15

○ 訓令

- *2 和歌山県立高等看護学院及び和歌山県立なぎ看護学校に勤務する職員の勤務時間等に関する規程 (医務課) 15
- *3 和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (") 16

規 則

和歌山県規則第16号

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

和歌山県訓練手当支給規則（昭和42年和歌山県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第15号を第16号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に規定する児童扶養手当を受けている者であって、同項第2号に規定する児童の父であるもののうち、当該児童が同号に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをしたもの
別記第3号様式の2を次のように改める。

別記第 3 号様式の 2 (第 1 2 条関係)

訓練手当支給請求書 (年 月分)

和歌山県知事 様

年 月 日

住 所

氏 名

印

年 月分の訓練手当の支給を次のとおり請求します。

訓 練 期 間	年 月 日	～	年 月 日
職業訓練等が行われなかった日数			日
職業訓練等を受けなかった日数			日
①やむを得ない理由による日数			日
①のうち疾病又は負傷により連続して 14 日を超えた日数			日
②やむを得ない理由のない日数			日
職業訓練等を受けた日数			日
家族と別居して寄宿していない日数			日
添付書類 (やむを得ない理由をする証明書等)	<input type="checkbox"/> 医師の診断書等 <input type="checkbox"/> 遅延証明書等 <input type="checkbox"/> その他 ()		

内 訳		日数	日額	金額
基本手当	日数			円
	日額			円
	金額			円
受講手当	日数			円
	日額			円
	金額			円
通所手当	日数			円
	月額			円
	金額			円
寄宿手当	日数			円
	月額			円
	金額			円
合計額				円
当月請求額				円
保留額				円

職業能力開発施設証明欄																																				
右のカレンダーに該当する印を付けてください。 (1)職業訓練等が行われなかった日 =印(取消線) (2)職業訓練等を受けなかった日 ×印	月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
1	2	3	4	5	6	7																														
8	9	10	11	12	13	14																														
15	16	17	18	19	20	21																														
22	23	24	25	26	27	28																														
29	30	31																																		
特記事項																																				
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 職業訓練等を行う施設の所在地 (職業訓練等を行う施設の長の職氏名) 印																																				

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

和歌山県規則第17号

県民水泳場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

県民水泳場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

県民水泳場設置及び管理条例施行規則（昭和41年和歌山県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条」を「第13条」に改める。

第5条第5号中「はり紙」を「貼り紙」に改める。

第7条第1項中「第11条」を「第10条」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県規則第18号

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則（平成23年和歌山県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（立入調査を行う者の証）」に改める。

別記第4号様式中「身分証明書」を「立入調査を行う者の証」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県規則第19号

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則（平成20年和歌山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出しを「（立入調査員証明書）」に改め、同条中「身分証明書」を「立入調査員証明書」に改める。

別記第4号様式中「身分証明書」を「立入調査員証明書」に、「、レジャーボート」を「、プレジャーボート」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第308号

和歌山県海南市阪井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月20日から平成24年10月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市阪井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市阪井の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年3月11日

和歌山県告示第309号

和歌山県海南市大野中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月20日から平成24年10月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市大野中の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市大野中の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年3月11日

和歌山県告示第310号

和歌山県海南市藤白の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期

平成23年9月7日から平成24年10月25日まで

- 3 成果の名称
和歌山県海南市藤白の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市藤白の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年3月11日

和歌山県告示第311号

和歌山県海草郡紀美野町箕六の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成24年10月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町箕六の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町箕六の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年3月11日

和歌山県告示第312号

和歌山県海草郡紀美野町上ヶ井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成24年10月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町上ヶ井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町上ヶ井の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年3月11日

和歌山県告示第313号

和歌山県海草郡紀美野町鎌滝の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成24年10月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町鎌滝の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町鎌滝の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年3月11日

和歌山県告示第314号

和歌山県和歌山市土佐町1丁目・土佐町2丁目・舟津町1丁目・舟津町2丁目・湊御殿1丁目・湊の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成22年9月28日から平成24年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市土佐町1丁目・土佐町2丁目・舟津町1丁目・舟津町2丁目・湊御殿1丁目・湊の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市土佐町1丁目・土佐町2丁目・舟津町1丁目・舟津町2丁目・湊御殿1丁目・湊の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年3月11日

和歌山県告示第315号

和歌山県和歌山市土佐町3丁目・舟津町3丁目・舟津町4丁目・湊御殿2丁目・湊御殿3丁目地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成22年12月17日から平成24年2月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市土佐町3丁目・舟津町3丁目・舟津町4丁目・湊御殿2丁目・湊御殿3丁目地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市土佐町3丁目・舟津町3丁目・舟津町4丁目・湊御殿2丁目・湊御殿3丁目地区

5 認証年月日

平成25年3月11日

和歌山県告示第316号

和歌山県田辺市下川上の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

平成18年5月1日から平成21年2月13日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市下川上の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市下川上の一部地区

5 認証年月日

平成25年3月11日

和歌山県告示第317号

第11次和歌山県鳥獣保護事業計画を別添のとおり変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第5項の規定により公表する。

なお、別添は省略し、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境・鳥獣害対策室並びに各振興局健康福祉部及び地域振興部に備え付けて縦覧に供する。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第318号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012200220	あじさい介護センター	田辺市秋津町330-7	居宅介護 重度訪問介護	有限会社ひだまり	田辺市秋津町330-7	平成 24. 6. 30
3012520114	ドマーニ宇久井	東牟婁郡那智勝浦町宇久井549	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ドマーニ	東牟婁郡那智勝浦町南平野2270	平成 24. 8. 3
3011400359	訪問介護ステーションウエルネス	海南市日方1274-76	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ウエルネス・コート	和歌山市太田二丁目13番2号	平成 24. 4. 1

3012300 186	訪問介護くまの がわ	新宮市熊野川町日 足753	居宅介護 重度訪問介護	有限会社グルー プホーム開門荘	新宮市熊野川町日 足752	平成 24.11.18
3011700 055	ケアランド紀の 川	紀の川市豊田43-5	重度訪問介護	株式会社和通	和歌山市黒田279-4	平成 24.12.1

和歌山県告示第319号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番号	事業所の 名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種別	事業者の 名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3011400 425	英共同作業 所	海南市井田字大 坪115番地4	就労継続支 援A型	特になし	株式会社MI N	和歌山市小松原 通4丁目35-1	平成 25.3.1	平成 31.2.28

和歌山県告示第320号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退があったので、同法第69条第3号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞 退 年月日
医療法人覚前医院	東牟婁郡串本町和深838	覚前一郎	平成 25.2.27
医療法人覚前医院田並診療所	東牟婁郡串本町田並942	覚前哲	平成 25.2.27

2 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞 退 年月日
有限会社コスモス薬局	橋本市東家4丁目12-6	上西美幸	平成 25.2.27
田端薬局	紀の川市打田1241	田端康久	平成 25.2.28
とらや薬局	高野町高野山768	松永和子	平成 25.2.22

和歌山県告示第321号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
仲井間外科・整形外科クリニック	岩出市金池389-1	保険医療機関の名称	仲井間外科	仲井間外科・整形外科クリニック	平成25.2.27

2 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
菖蒲ヶ丘薬局	和歌山市津秦5-1	薬局の所在地	和歌山市吉礼596-16	和歌山市津秦5-1	平成25.2.12
株式会社第一薬局日方	海南市日方1521-3	薬局の所在地	海南市日方1272-84	海南市日方1521-3	平成25.2.27

和歌山県告示第322号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）において、同法第64条の規定により次のとおり変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
株式会社第一薬局日方	海南市日方1521-3	医療機関の所在地	海南市日方1272-84	海南市日方1521-3	平成25.3.1

和歌山県告示第323号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第11項の規定により保健所使用料を次のように定め、平成25年4月1日から実施する。

平成24年和歌山県告示第298号（保健所使用料の決定）は、平成25年3月31日限り廃止する。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

保健所使用料

区分	項目	単位	金額
1 血液検査	(1) 赤血球沈降速度測定	1件につき	70円
	(2) 末梢 ^{しょう} 血液一般検査 ア 赤血球数 イ 白血球数 ウ 血色素測定 エ ヘマトクリット値 オ 血小板数 アからオまでの検査の一部又は全部を行った場合に算定する。	1件につき	160円
	(3) 末梢 ^{しょう} 血液像	1件につき	200円

	(4) ヘモグロビンA1c	1件につき	390円
	(5) 総ビリルビン	1件につき	80円
	(6) 総 ^{たん} 蛋白	1件につき	80円
	(7) クンケル反応	1件につき	80円
	(8) チモール混濁反応	1件につき	80円
	(9) アルブミン	1件につき	80円
	(10) クレアチニン	1件につき	80円
	(11) 尿素窒素	1件につき	80円
	(12) 尿酸	1件につき	80円
	(13) グルコース	1件につき	80円
	(14) LDH	1件につき	80円
	(15) ALP	1件につき	80円
	(16) コリンエステラーゼ	1件につき	80円
	(17) アミラーゼ	1件につき	80円
	(18) γ -GTP	1件につき	80円
	(19) 中性脂肪	1件につき	80円
	(20) 無機リン	1件につき	130円
	(21) 鉄	1件につき	80円
	(22) 総コレステロール	1件につき	130円
	(23) HDLコレステロール	1件につき	130円
	(24) LDLコレステロール	1件につき	140円
	(25) AST	1件につき	130円
	(26) ALT	1件につき	130円
	(27) ^{たん} 蛋白分画測定	1件につき	140円
	(28) 1回に採取した血液を用いて (5) から (26) までに掲げる検査を8項目以上行った場合は、(5) から (26) までに掲げる所定金額にかかわらず検査項目数に応じて次の金額とする。 ア 8項目以上9項目以下の場合 イ 10項目以上の場合	1件につき 同	810円 960円
	(29) HBs抗原	1件につき	230円
	(30) HBs抗体	1件につき	250円
	(31) 血液採取	1件につき	120円
2	心電図		
	(1) 診断を行う場合	1件につき	1,040円
	(2) 描写のみを実施する場合	1件につき	560円
3	診断書	1通につき	1,500円
4	エックス線診断		
	(1) 直接撮影診断 (半切)	1枚につき	1,260円

	(2) 直接撮影診断(大角)	1枚につき	1,250円
	(3) 直接撮影診断(デジタル半切)	1枚につき	1,680円
	(4) 出張型直接撮影診断(大角)	1枚につき	1,420円
5 ツベルクリン 反応検査		1件につき	770円
6 微生物学的検査	(1) 顕微鏡検査	1件につき	400円
	(2) 細菌培養同定検査 ア 消化管からの検体 (ア) 集団給食、食品関係及び水道関係施設の従事者 又は20人以上の集団検査の場合 (イ) その他の場合	1菌種1件につき	910円
	イ 口腔、気道又は呼吸器からの検体	同	1,280円
		同	1,280円
7 ウイルス学的 検査	(1) HIV抗原・抗体	1件につき	1,010円
	(2) HIV-1抗体確認検査	1件につき	2,240円
	(3) HCV抗体	1件につき	960円
	(4) HCV抗原	1件につき	960円
	(5) HCV核酸定量	1件につき	3,600円
	(6) クラミジア抗体検査	1件につき	1,720円
8 梅毒反応検査	(1) 梅毒血清反応(STS) ア 定性 イ 定量	1件につき 同	120円 270円
	(2) 梅毒トレポネーマ抗体 ア 定性 イ 定量	1件につき 同	250円 420円
9 尿・糞便等検査	(1) 尿中一般物質定性・半定量検査	1回につき	200円
	(2) 沈渣顕微鏡検査	1件につき	210円
	(3) 蛋白定量	1件につき	50円
	(4) 寄生虫検査 ア 直接塗沫法 イ セロファン法	1件につき 同	160円 160円
	(5) 潜血反応検査	1件につき	290円

和歌山県告示第324号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年3月19日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら神前店
和歌山県和歌山市神前字桃ノ木189番地1 外1筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社しまむら 代表取締役社長 野中正人
埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番地4号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社しまむら 代表取締役社長 野中正人
埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番地4号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年10月14日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,156㎡
- 6 駐車場の収容台数
45台
- 7 駐輪場の収容台数
37台
- 8 荷さばき施設の面積
24.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
13.8㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後8時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時45分から午後8時15分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午後8時15分から午前9時45分まで
- 14 届出年月日
平成25年2月13日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課(和歌山市七番丁23番地)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成25年3月19日から平成25年7月19日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第325号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、県営中山間総合農地防災事業恋野地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

県営中山間総合農地防災事業恋野地区の土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成25年3月21日から平成25年4月17日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、伊都振興局地域振興部農地課、橋本市経済部農林整備課

和歌山県告示第326号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき、和歌山県ニホンザル保護管理計画を定めたので、同条第8項において準用する同法第4条第5項の規定により公表する。

なお、当該保護管理計画は、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境・鳥獣害対策室及び各振興局地域振興部農業振興課に備え付けて縦覧に供する。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第327号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第772号	混合有機質肥料	混合有機質321号	窒素全量3.0 りん酸全量2.0 加里全量1.0	公定規格のとおり	清和肥料工業株式会社 大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	平成28.3.16
和歌山県第773号	混合有機質肥料	混合有機質331号	窒素全量3.3 りん酸全量3.0 加里全量1.0	公定規格のとおり	清和肥料工業株式会社 大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	平成28.3.16

和歌山県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 小豆島船所線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル

和歌山市直川字水戸42番1地先 から同市六十谷字南加納田301 番2地先まで	旧	10.00 } 10.00	38.30	千手川橋	L=34.4
同上	新	15.50 } 15.50	38.30	千手川橋	L=34.4

和歌山県告示第329号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 小豆島船所線

供用開始の区間 和歌山市直川字水戸42番1地先から同市六十谷字南加納田301番2地先まで

供用開始の期日 平成25年3月19日

和歌山県告示第330号

県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成24年和歌山県条例第44号）による改正後の県民水泳場設置及び管理条例別表第2第5項の規定により知事が定める額を次のように定め、平成25年4月1日から適用する。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

附属設備利用料金

種 別	単 位	利用料金	備 考
大型映像装置	1式1日につき	14,000円	
水球競技運営システム	1式1日につき	7,000円	
競泳用自動審判計時システム	1式1日につき	7,000円	
ペースメーカー	1式1日につき	2,500円	
その他の附属設備	その都度知事が定める。		

備考

- 1 使用時間が1日に満たないとき、又は使用時間に1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。
- 2 この表の利用料金の額には、附属設備の設営、操作及び撤去に必要な人件費は含まないものとする。

訓 令

和歌山県訓令第2号

福 祉 保 健 部
和歌山県立高等看護学院

和歌山県立なぎ看護学校

和歌山県立高等看護学院及び和歌山県立なぎ看護学校に勤務する職員の勤務時間等に関する規程を次のように定める。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立高等看護学院及び和歌山県立なぎ看護学校に勤務する職員の勤務時間等に関する規程 (趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県職員服務規程 (昭和63年和歌山県訓令第6号) 第3条第6項の規定に基づき、和歌山県立高等看護学院及び和歌山県立なぎ看護学校に勤務する職員 (以下「職員」という。) の勤務時間等について定めるものとする。

(職員の勤務時間等)

第2条 職員の勤務時間及び休憩時間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 休憩時間は、午後零時から午後1時までとする。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第3号

福 祉 保 健 部

和歌山県立こころの医療センター

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程 (平成14年和歌山県訓令第7号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号を削り、同条第3項に次の1号を加える。

- (3) 調理業務に従事する職員 (以下「調理職員」という。)

第3条第2項中「個々の」を「調理職員を除く個々の」に改め、同項の表に次のように加える。

調理職員	休憩時間を除き、午前5時から午後1時45分までとする。	午前7時30分から午前8時30分までとする。
------	-----------------------------	------------------------

第3条に次の1項を加える。

- 3 調理職員の週休日は、4週間を通じ8日の範囲内で院長が定める日とする。

第4条第1項の表調理職員の部を削り、同条第2項中「、看護職員及び調理職員」を「及び看護職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。